

## 【概要版】

# 第2次佐渡市障がい者計画 第3期佐渡市障がい福祉計画 (案)



## 1 計画の趣旨

第2次佐渡市障がい者計画、第3期佐渡市障がい福祉計画は、障がい者及び障がい児への施策推進に関する基本理念や基本目標、施策の体系などの基本的な指針、各年度における障がい福祉サービスの必要量等、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する事項を策定するものです。

## 2 計画期間

本計画は、改正された障害者基本法による「市町村障がい者計画」及び障害者自立支援法による「市町村障がい福祉計画」であり、下図の期間により策定しました。

年 度	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
佐渡市障がい者計画	第1次計画 (H19~)			第2次計画					
佐渡市障がい福祉計画	第2期計画			第3期計画			第4期計画		

### 3 計画の基本理念と基本目標

#### (1) 第2次佐渡市障がい者計画

本計画の基本理念は、「健やか」「思いやり」「安全安心」「障がい者の自立」をキーワードとして、以下のとおりとします。

**障がい者の健やかな生活と自立を、  
思いやりで支える安全安心な島(まち)づくり**

基本理念を基に次の基本目標を定めます。

#### **基本目標1 安心して地域生活が続けられる島(まち)づくり**

在宅サービスの充実を図るとともに、障がいのある人の状態に合わせた質の高いサービスを総合的に提供できる体制を整え、障がいの早期発見や治療、疾病の予防や障がいの軽減など、健康で元気に生活するための様々な支援の推進を図り、安心して生活できる島(まち)づくりを進めます。

#### **基本目標2 自立と社会参加ができる島(まち)づくり**

すべての人が、ともに協力し合い、支え合いながら、各分野で、生きがいをもって活動できる社会の実現のため、保育園、幼稚園から学校、就業まで、障がいのある人の人生の各段階で、自己実現が可能で、障がいのある人もない人もともに、お互いの理解を深めながら、社会参加ができる島(まち)づくりを進めます。

#### **基本目標3 自分で「選ぶ」「決める」を支える島(まち)づくり**

障がい福祉サービスの拡充、情報提供・相談体制の充実やサービス提供者の能力と知識の向上を図るとともに、多様な選択が可能な社会にするための条件整備や支援が必要です。このため、相談支援事業所を中心とした総合的な相談・支援体制の構築を図ります。

また、障がいのある人の基本的人権や利益などを守る家族や支援者などが、本人の意思を理解し、引き出しながら代弁し、代行できる体制を整備することにより、障がいのある人が主体性を発揮できる島(まち)づくりに努めます。

## (2) 第3期佐渡市障がい福祉計画

本計画の基本理念は、障害者自立支援法の趣旨を踏まえ、前計画からの継続性を考慮して次のとおり定めます。

**障がい者の自己決定と自己選択を尊重します**  
**入所施設等から地域生活への移行を推進します**  
**福祉施設から一般就労への移行を推進します**  
**相談支援とサービス等利用計画作成体制の充実を図ります**

障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の数値目標を次のとおり定めます。

### 【障がい福祉サービス】

(単位：人)

サービス名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護	100	120	140
重度訪問介護	1	2	2
行動援護	1	1	2
重度障害者等包括支援	0	0	1
同行援護	1	1	1
生活介護	150	157	175
自立訓練（機能訓練）	1	1	2
自立訓練（生活訓練）	3	3	4
就労移行支援	40	42	44
就労継続支援（A型）	0	0	5
就労継続支援（B型）	120	140	145
療養介護	11	12	12
短期入所	20	25	30
共同生活介護（ケアホーム） 共同生活援助（グループホーム）	25	30	35
施設入所支援	115	115	100
計画相談支援	22	48	72
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1

1 か月あたり実量

## 【地域生活支援事業】

(単位：人)

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	2	3	3
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
市町村相談支援事業機能強化事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
コミュニケーション支援事業				
手話通訳者設置事業	人	0	2	2
手話通訳者・手話奉仕員、要約筆記者派遣事業	人	2	2	2
日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	件	7	7	7
自立生活支援用具	件	13	13	13
在宅療養等支援用具	件	50	50	50
情報・意思疎通支援用具	件	18	18	18
排せつ管理支援用具	件	1,080	1,080	1,080
住宅改修費	件	5	5	5
移動支援事業	利用見込	3	3	3
地域活動支援センター事業				
基礎的事業	箇所	2	2	2
	利用見込	25	27	30
機能強化事業	箇所	1	1	1
	利用見込	15	17	20
訪問入浴	人	8	10	12
日中一時支援事業	人日	50	55	60
運転免許取得助成	利用件数	1	1	1
自動車改造助成	利用件数	6	6	6

年間事業量

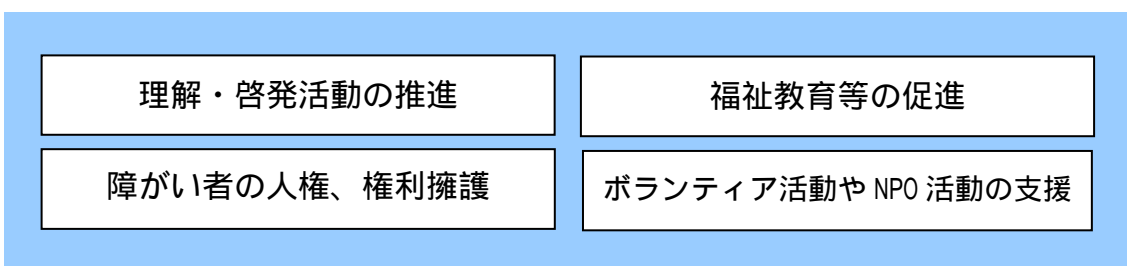
## 4 計画の主要施策

基本理念・基本目標を実現するため、次の施策を掲げます。

### (1)「啓発・交流の促進」

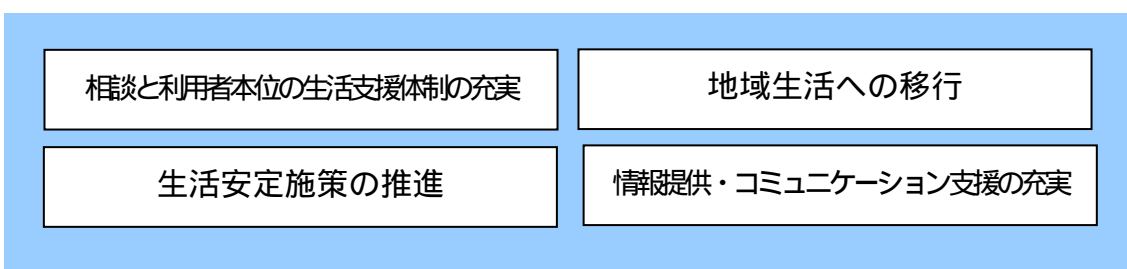
障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、支えあう共生社会の理念の普及を図り、障がいや障がいのある人に対する理解を促進するため、市民の幅広い参加による啓発活動を推進します。

また、最新の情報技術の活用により、障がいのある人に対し、障がい特性に応じた適切な情報の提供を行います。



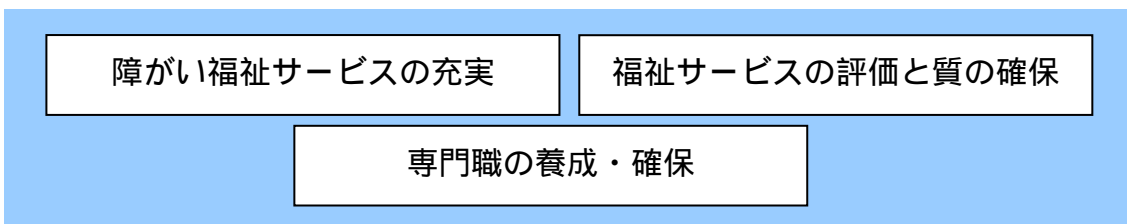
### (2)「生活支援の充実」

利用者本位の考え方にたって、地域生活支援事業の根幹となる地域における居住、移動、コミュニケーションなどの地域生活を支える事業の充実を図り、障がいのあるすべての人に対して豊かな地域生活の実現に向けたサービスを提供します。



### (3)「各種福祉サービスの充実」

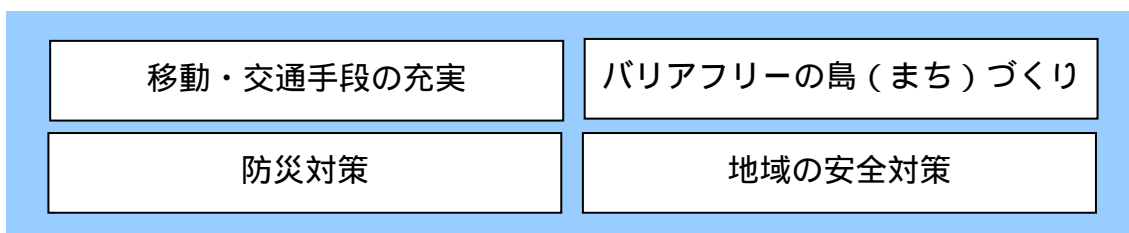
障がいのある人を支える各種福祉サービスの安定的供給とサービスの質の向上を目指して、市と関係事業所、地域との連携により体制整備を進めます。



#### (4)「生活環境と安全・安心の島(まち)づくり」

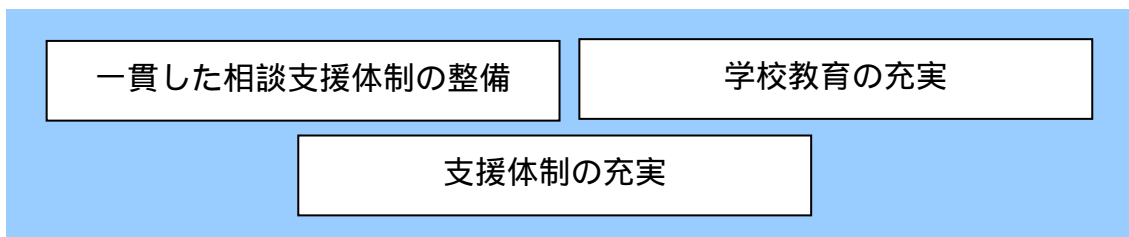
障がいのある人が地域社会の中で安心して生活できるよう、住宅・建築物・公共交通機関など、生活空間のバリアフリー化を推進します。

障がいのある人が安心して暮らせる島(まち)づくりを進めるために、災害時の避難等あらかじめ対応を図るとともに、交通安全、防犯体制、消費者対策など、障がいのある人にとって安心できる島(まち)づくりを進めます。



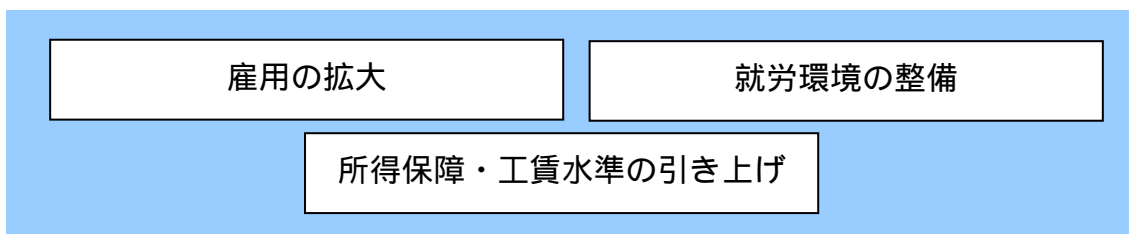
#### (5)「教育・育成」

障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じて、きめ細かな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育や療育を行うとともに、学習障がい、注意欠陥/多動性障がい、自閉症などについて教育的支援を行う等の対応をしていきます。



#### (6)「雇用・就労の支援と所得保障」

雇用・就業は、障がいのある人の自立・社会参加のための重要な柱であり、障がいのある人が能力を最大限発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう整備を図ります。



### (7)「社会参加の促進」

障がいのある人の自己実現を支援するために、社会参加の機会を整備します。選挙や政治参加において、障がいのある人が一般の人と格差が生じないように、情報提供など、条件整備を進めます。

また、健康で文化的な生活を送るために、文化活動やスポーツに参加できる体制づくりを進めます。

地域活動への参加促進	スポーツ、芸術・文化、レクリエーション活動等の推進
選挙と政治参加	交流・ふれあいの拡充



### (8)「保健・医療の充実と障がいの発生の予防」

障がいのある人に対して、適切な保健サービス、医療、リハビリテーション等を充実するとともに、障がいの原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図ります。

障がいの予防対策の充実	障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進
保健・医療・リハビリテーションの充実	難病・発達障がいへの支援
精神障がい者に係る地域移行の促進と医療における適正手続きの確保	



第2次佐渡市障がい者計画/第3期佐渡市障がい福祉計画【概要版】

---



発行：平成24年 月  
企画・編集：新潟県 佐渡市 社会福祉課  
新潟県佐渡市千種 232 番地  
TEL：(0259) 63-5113  
FAX：(0259) 63-5121  
H P：<http://www.city.sado.niigata.jp/>

---